

計画策定年度	令和5年度
計画主体	美郷町

美郷町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 美郷町役場 美郷バレー課
所在地 島根県邑智郡美郷町粕淵168番地
電話番号 0855-75-1636
FAX番号 0855-75-1218
メールアドレス yamakujira_sec@town.shimane-misato.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、ニホンジカ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	島根県美郷町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度～令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値 (令和2年度)	被害数値 (令和3年度)	被害数値 (令和4年度)1月1日現在
イノシシ	水 稲	1,406,333 円、242a	1,431,522 円、236a	1,137,120 円、187a
	野 菜	不 明	不 明	不 明
ツキノワグマ	—	—	—	—
ニホンザル	水 稲	639,086 円、121a	166,830 円、37a	413,854 円、50a
	果 樹	不 明	不 明	不 明
	野 菜	不 明	不 明	不 明
特定外来生物 ヌートリア アライグマ	野 菜	不 明	不 明	不 明
	—	—	—	—
ニホンジカ	水 稲	不 明	不 明	不 明
	野 菜	不 明	不 明	不 明
	森 林	不 明	不 明	不 明
カワウ	魚 類	不 明	不 明	不 明

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

当町の被害状況はイノシシとニホンザルによる水稲被害が中心となっている。防護柵の購入費用の助成や鳥獣対策、適切な防護柵の設置・管理について研修会を開催し、被害額が軽減している地域もある。今後、新たに広島県との境界からのニホンジカの生息域の拡大により森林や農地への被害発生が予想される。

○イノシシ

町内全域に生息し、被害金額は年々減少傾向にあるが、年間を通じて農作物被害や生活被害（道路法面の掘り起こし等）が発生している。農作物被害については、防護柵の設置・管理の不備による被害額の割合が多い。一方で被害対策研修会を開催し、実践している地域では被害が減少している。

○ツキノワグマ

町内広範囲で出没・確認される。人身被害はないが、山林内の養蜂被害や秋の集落内の柿の木や放任果樹等への食害が確認されている。

○ニホンザル

町内広範囲に生息し、被害金額は集落ぐるみの対策に取り組んでいる地域と対策をしていない地域で被害の大小の隔りがある。

○ヌートリア

江の川本流及び支流の全域に生息している。ヌートリアによる水稲被害に気付かずに被害拡大しているケースが多い。防護柵を設置していない川沿いの田畑で被害があるが、トタンなどの防護柵を設置している農地では、捕獲檻設置による対策で被害が軽減されている。

○アライグマ

令和4年7月、明塚地内のくくり罠で捕獲され、町内で初確認された。空き家等が増える中で生息環境の拡大が予想される。目撃情報の収集とあわせて外来生物としてヌートリアと同様に捕獲圧をかけるため通年の許可を交付している。

○ニホンジカ

広島県境界からニホンジカの生息環境が拡大しており、目撃件数や捕獲頭数が増えてきている。今後、生息域がさらに拡大し、農林業の被害発生が予測される。

○カワウ

江の川流域の市町のボーダレスな駆除対策が行われている。令和4年度はアユの天然遡上が活発な状況だった。魚種・漁獲量とカワウ対策の具体的な被害調査データや対策効果が乏しい状況にある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	1,598,352円	1,400,000円
被害面積	2.73ha	2.50ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農家主体の駆除班設置 ・駆除班員のハンター保険料の負担軽減の支援 ・有害鳥獣捕獲経費の支援 ・美郷バレー参画団体による捕獲等の対策 ・捕獲イノシシやニホンジカの資源利活用（(株) おおち山くじら・タイガー (株)） ・捕獲の現地確認（イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴う駆除班員の減少や高齢化を見込み、美郷バレーによる（株）おおち山くじらやタイガー（株）を核とした新たな捕獲処理システムを構築していく必要がある。 ・ニホンジカは中国山地からの生息域の拡大を防ぐため、県市町村の広域連携による対策を図る必要である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「獣害に強い畑づくり」圃場での研修会開催 ・美郷バレー参画団体による「美郷バレー・きゃらバン」の開催による町内の防除対策の助言指導や正しい知識の普及啓発、防護柵設置後のヒューマンエラーの改善 ・防護柵の開発技術及び製品の提供と普及 ・被害防止策等への助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣を寄せ付けない環境や適切な防護柵の設置・管理について正しい知識を普及していく必要がある。 ・人口減少と高齢化に伴い、集落の営農や地域力が低下し、獣害を著しく助長しているため、総合的な地域づくりの視点が求められる（分野横断的連携）。 ・実効性を高めるため主体性をもった対策意識の強い個人や集落、公民館から広げていくことが求められる。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>○正しい知識の普及と地域環境の現場改善に向けた取り組みの推進</p> <p>麻布大学をはじめとした美郷バレー構成機関（産官学民の連携協定締結先）と連携し、「美郷バレー・きゃらバン」による講習会の開催や情報発信、生涯学習を通じて幅広い年齢層に対して鳥獣対策に関する正しい知識の普及を図っていく。</p> <p>また、地域ぐるみで野生鳥獣の餌場と潜み場を地域から減らしていく取り組みを主体性のある集落、団体を優先に推進し、確実に野生鳥獣を寄せ付けない環境への改善を図っていく。</p> <p>○被害対策への支援</p> <p>防護柵の購入費用の助成継続の他、それぞれの圃場に応じた適切な防護柵の設置・管理に関する正しい知識の普及を図り、ヒューマンエラーの改善を最優先に取り組んでいく。</p> <p>また、美郷バレー構成機関による商品開発・技術開発の普及を行う。</p> <p>○捕獲の担い手確保</p> <p>駆除班員の高齢化が進んでいることから、人口減少に伴う担い手問題に対する対策として農業者等の狩猟免許取得を促進とともに美郷バレー参画団体の参入等を推進し組織の質など強化していく。</p> <p>○捕獲イノシシ及びニホンジカの回収・資源利活用</p> <p>(株) おおち山くじらをはじめとした美郷バレー構成機関と連携し、捕獲イノシシを回収することで捕獲者の処分負担の軽減を図るとともに、捕獲イノシシを地域資源として活用し、地域振興を図っていく。また、ニホンジカの回収・資源利活用もイノシシ同様のシステムに構築を3年間で図る。加えてイノシシやニホンジカの周辺自治体との連携による新たな処分方法・資源利活用の構築も図っていく。</p> <p>○広域的な対策の推進</p> <p>美郷バレー参画団体等を核に近隣自治体と連携し、広域的な対策を推進する。</p> <p>なお、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかな被害防止対策の実施を行う。</p>
--

- (注) 被害の状況、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・美郷町有害鳥獣駆除班（美郷町有害鳥獣駆除実施要綱に基づく駆除組織）により安全と事故防止に最大限配慮して捕獲を推進する。班長1名、地域連絡調整役の副班長8名、駆除班員は100名程度（班員数は年度ごとに変更あり）。 ・美郷町有害鳥獣駆除班に美郷バレー協定団体等の参入による捕獲担い手の確保や捕獲後の処理システム構築の強化充実を図り、広域連携システムの構築に取り組んでいく。 ・（株）おおち山くじらやタイガー（株）との連携による捕獲されたイノシシやニホンジカの回収等の支援により、捕獲者の処分負担の軽減を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等の狩猟免許取得を促進と美郷バレー参画団体の駆除班への参入を促し、捕獲の担い手の確保を図る。 ・美郷バレーを核に講習会等を実施し、捕獲技術向上を図る。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
全対象鳥獣の生息数の把握は不可能であり、捕獲計画数を達成すれば被害がなくなるものではないという前提の下、過去の捕獲実績を参考とするとどめる。			
○イノシシ 過去の捕獲実績を参考とし、捕獲頭数を設定。			
○ニホンザル 過去の捕獲実績を参考とし、捕獲頭数を設定。			
○ニホンジカ 過去の捕獲実績を参考とし、捕獲頭数を設定。			
○特定外来生物 ヌートリア及びアライグマは過去の捕獲実績を参考に可能な限り捕獲していく。			
○カワウ 捕獲数は設定しない。			
○ツキノワグマ 鳥根県第一種特定鳥獣管理計画に基づき対応するため、町独自の捕獲頭数は設定しない。			
○近年の捕獲実績			
対象鳥獣	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績 (10月31日現在)
イノシシ	824 頭	405 頭	793 頭
ニホンザル	64 頭	38 頭	32 頭
ニホンジカ	0 頭	4 頭	21 頭
ヌートリア	一頭	一頭	一頭
アライグマ	0 頭	0 頭	1 頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	670頭	670頭	670頭
ニホンザル	45頭	45頭	45頭
ニホンジカ	40頭	50頭	60頭
カワウ	流域連携による対策のため捕獲数を設定しない。		
ヌートリア	生息数や目撃が少ないため捕獲頭数を設定しない。可能な限り捕獲する。		
アライグマ	生息数や目撃が少ないため捕獲頭数を設定しない。可能な限り捕獲する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
イノシシ	3月～10月にかけて銃器・ワナ等により捕獲を実施（島根県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画にもとづく）。
ニホンザル	サルの個体群についての集落間の情報の共有化を図るとともに、集落の餌場化とならない追い払いや適切な防護柵の設置、放任果樹の除去等を基本に銃器やワナ等による捕獲駆除を実施。
ニホンジカ	近隣市町村、島根県はじめ中国山地の接する広島県、広島県側の市町村と広域連携の強化と情報共有化、美郷バレー参画企業等の外部捕獲者の受入環境づくり、自衛対策づくりなどボーダレスな面の対策を推進していく。
カワウ	島根県及び江の川流域市町村、江川漁協と連携するとともにアユ等の漁獲量等の状況と被害を把握しながら、当町単独の対策とせず、調査計画と並行しながら流域一帯で取り組む。
特定外来生物 ヌートリア アライグマ	特定外来生物であるため捕獲期間を通年として捕獲する。ヌートリアは防護対策を講じた上で捕獲する。アライグマは目撃情報等を収集しながら捕獲する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限の委譲事項

対象地域	対象鳥獣
美郷町全域	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	侵入防止柵は必要に応じて適切な設置や既存防護柵のメンテナンスを行うとともに維持管理を行うことを重視する。 ワイヤーメッシュ柵については、10センチ以下の正方形の格子を推奨する。		
ニホンザル	侵入防止柵は必要に応じて適切な設置や既存防護柵のメンテナンスを行うとともに維持管理を行うことを重視する。 ワイヤーメッシュ柵については、10センチ以下の正方形の格子を推奨する。		
ニホンジカ	侵入防止柵は必要に応じて適切な設置や既存防護柵のメンテナンスを行うとともに維持管理を行うことを重視する。		

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	美郷バレー・きゃらバンの実施を中心に以下の取組みを展開する。 ・防護柵の適切な設置方法や管理方法の講習会の開催。		
ニホンザル			
ニホンジカ			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	全対象鳥獣	美郷バレー・きゃらバンの実施を中心に以下の取組みを展開する。 ・適切な被害防止対策の普及と住民主体・地域ぐるみの体制づくりのための講習会の開催。 ・放任果樹の除去など野生鳥獣の餌場と潜み場を地域から減らしていく取組みを推進し、環境の改善を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥根県西部農林水産振興センター県央事務所	有害鳥獣の情報提供・助言、麻酔銃使用による協力
川本警察署	住民の安全確保、不測の緊急事態における警察官職務執行法第4条第1項による対応
美郷町	住民の安全確保、関係機関への緊急告知・周知、捕獲許可、駆除班捕獲等への指示
美郷町有害鳥獣駆除班	美郷町及び警察の指示により捕獲等実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民→美郷町役場→川本警察署→関係機関（西部農林水産振興センター-県央事務所・美郷町有害鳥獣駆除班）

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等した対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は環境に配慮し、適切に埋葬処理等を行うこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食の魅力化・新たな名物づくりとして、町内飲食店でのメニューの充実や新たなジビエ料理等の開発の支援も進めていく。
ペットフード	イノシシに関しては、可能な範囲で地域の食用や残渣は飼料化等で利活用する。
皮革	町内の女性グループ「青空クラフト」によるイノシシ皮革製品の製造により、有効利用されている。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ニホンジカに関しては、可能な範囲で地域の食用や資源利活用（動物園等でのと体給餌等）し、極力残渣（産業廃棄物）等を軽減していく。駆除後の個体の適切な処分による環境汚染の防止にも努める。 ブタ熱対策に関しては、家畜伝染予防法関係や食品衛生法関係、鳥根県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン等による鳥根県豚熱感染拡大防止対策協議会の野生イノシシの豚熱対策の方針に基づき対策を講じるものとする。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

イノシシ及びニホンジカは本町を集積拠点とした体制を準備し、周辺市町村及び他の獣肉利活用施設と連携して資源利活用の産地化を推進していく。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

美郷バレーによる連携機関との情報共有、必要な技術や知識の習得による人材育成・人材確保に取り組む。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	美郷町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
美郷町役場 (美郷バレー課・おおち山くじら研究所)	事務局、鳥獣被害防止計画策定、被害対策支援、関係機関調整 鳥獣害対策の研究・普及、美郷バレー参画団体の美郷町内での対策 推進の円滑化のための調整、麻布大学の調査・研究の受入 市町村との広域連携の構築
島根県農業協同組合	被害対策支援、営農指導
美郷町有害鳥獣駆除班	有害鳥獣捕獲、免許取得者指導・支援、獣肉利活用連携支援
邑智郡森林組合	森林資源の被害の情報提供・対策推進
美郷バレー協定団体 (株)おおち山くじら・タイガー(株)ほか	鳥獣対策の技術開発、対策の普及推進、対策の指導・実践 イノシシやニホンジカの農業者処分の負担軽減、資源利活用推進等
吾郷地域なでしこ会(青空サロン)	鳥獣害対策から地域振興のモデル実践と普及
麻布大学	鳥獣害対策に関する包括協定に基づく鳥獣被害防止及び食肉利活用 等の研究・実証・啓発啓蒙・普及の協働推進

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関	役割
江川漁協協同組合	水産資源の広域的な被害防止対策・情報提供
オブザーバー 島根県西部農林水産振興センター (県央事務所)	被害対策指導、市町村連携調整、情報提供等

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する。

3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>鳥獣被害対策実施隊は設置しない。 美郷バレー協定参画団体と美郷町有害鳥獣駆除班で組織機能が充実しているため。 美郷町有害鳥獣駆除班(美郷町有害鳥獣駆除実施要綱に基づく駆除組織)により安全と事故防止に最大限配慮して捕獲を推進する。班長1名、地域連絡調整役の副班長8名、駆除班員は美郷バレー協定参画団体を含めて120名程度(班員数は年度ごとに変更あり)。</p>
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認められる場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害対策施策の実施体制に関する事項

状況に応じて協議会の構成機関や美郷バレー構成機関などの関係機関と連携し、協議会構成員の変更、や追加、役割の再検討を行い、体制の強化を図る。

シカ対策については、近隣市町村、島根県、広島県との広域的な連携による対策を推進する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関と鳥獣被害対策の正しい情報の共有を図り、適切な対策を推進する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。